

夏の生活スタイル変革（朝型勤務の実施）の試行について

政府において、昼が長い夏は朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむという、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」）を展開するとの方針が示され、本県教育委員会においては以下により「朝型勤務」を試行することとした。

1 実施期間

- (1) 事務局 平成27年7月1日～8月31日
- (2) 県立学校 平成27年7月13日～8月31日

2 対象職員

事務局（本庁・出先機関）及び県立学校における希望する職員（非常勤講師、非常勤嘱託職員及び臨時職員を除く）

3 実施内容

(1) 事務局

現行のA勤務（8:30～17:15）・B勤務（9:00～17:45）等に加えて、「朝型勤務①」（7:30～16:15）及び「朝型勤務②」（8:00～16:45）を設ける。

(2) 県立学校

校長が定める勤務時間に加えて、「朝型勤務①」（1時間前倒し）及び、「朝型勤務②」（30分前倒し）を設ける。

(3) (1)(2)ともに、各職員の下記の事情を考慮のうえ、所属において朝型勤務の実施を判断する。

- ① 交代制勤務等、業務の性質上実施困難な職員
 - ② 育児・介護・通勤等、本人の事情により実施困難な職員
 - ③ 窓口業務等、実施により県民サービス低下のおそれのある職員
 - ④ 業務の繁忙期等、実施により勤務時間の増加のおそれのある職員
- ※1日単位での設定を可能とし、期間中一人5日程度の実施を目安とする。

(4) 朝型勤務の職員については、特に定時退庁を徹底し、朝型勤務を実施することで時間外勤務など労働強化にならないよう注意する。

4 その他

県民サービスの低下を招かないように、開庁時間（8:30～17:45等）は変更しない。

夏の生活スタイル変革 通称「ゆう活」

- 個人がライフスタイルに合わせて仕事ができるようになることが最終目標
- まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方は家族などと過ごす時間に充てる

「ゆう活」とは

「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)は、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考えから名づけられた。今まで勤務時間に充てられていた”夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。「ゆう活」を通じて、国民の働き方が変わること、生活スタイルの変革を推進する。

ゆうやけ時に
悠々とした時間が生まれる。
友人と会える。
遊ぶ時間が増える。
家族で過ごす優しい時間ができる。
新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。
勤務時間が、早まることで生まれる
自分の時間で生活を豊かにしていこう。

【夕方の時間の活用例】

- ・保育園の迎えが普段は19:00頃のところ、17:00過ぎに迎えに行けた。(40代男性)
- ・通常勤務日では実質不可能である子供の風呂入れ、寝かしつけなど、育児に積極的に関与することができた。(30代男性)
- ・子どもに絵本の読み聞かせを「いつもの3冊増し」の出血大サービスが出来た。(30代女性)
- ・夕食の準備をしたところ共稼ぎの妻に感謝された。家族団らんの時間が増えた。(40代男性)
- ・土日は予約が大変取りづらいため、結婚式のドレスの試着に行けて助かった。(20代女性)